

「農と食」 北の大地から

連載第 212 回

農林水産省と北大が有機農業を育てる
セミナーを開催

今から20年前に議員立法によって「有機農業基本法」が制定される前は、有機農産物の生産は一握りの変わり者が手がける「勇気農業」と捉える風潮が強かった。しかし、有機農業の推進を掲げる農林水産省は21年に「みどりの食料システム戦略」を、翌22年には「みどりの食料システム法」を制定し、「オーガニックビレッジ宣言」をする自治体の拡大や交付金などの支援事業を進めている。道内でも5つの市町村がオーガニック宣言を行ない、農政事務所による高校への出前授業や若手職員のプロジェクトチームづくりなどを実施中だ。これらの一環として、農政事務所と北海道大学の共催で「有機農業セミナー」が開かれたので、その内容を紹介する。

有機農業を「今後の当たり前」にしていくため必要なことは何か

安平では大豆や小麦の収益向上
当別の農家は水田除草法を紹介

事例発表の一番手は、「安平町有機農業推進協議会」の会長で、21年間の長きにわたって「北海道有機農協」の代表理事組合長も務めてきた小路健男さん（本誌25年9月号を参照）だ。安平町は、2017年から10カ年の町総合計画の中に、「道や有機農業者等と連携して、さら

なる（有機農家の）受入れ拡大を目指していきます」

と、有機農業の普及・推進を明記した。これらを踏まえ、23年4月には農林水産省が主導し、地域ぐるみで有機農業生産から消費まで一貫して取り組む「オーガニックビレッジ」の実施地区に指定されている。

協議会に参加する農家は11戸で、うち9戸が新規就農組。養鶏を取り入れる農場が2戸、ほかに野菜類や大豆

小麦など多品目におよぶ。

小路さんは、協議会の仲間が実践している「大豆+秋まき小麦やカボチャ+緑肥」を輪作する有機栽培による作付面積が近年、増えている実例について紹介した。

これは、大豆の発芽後の5月下旬から7月上旬にかけて、機械による数回にわたる土寄せ（培土）を行なうことで、有機栽培の難題だった除草作業を省力化し、夏場の2回ほどの拾い草にとど

を増やす安平町の事例からは、北海道の有機農業の将来に向けた希望を感じた。

続く発表は、石狩管内当別町で有機・自然栽培米を生産するかたわら、「当別町クリーン農業協議会」の会長を務める榎山雅一さん。75年前に父親の代に町内で開墾を始めたのが農場の始まりで、榎山さんが20代後半の1985年、自然・有機栽培に興味を持って試みたが、家族の理解が得られず断念。農業の使用量を極限まで減らす米づくりを始めたのは、それから20年後という。有機JAS認証を取得してから16年になる。

榎山さんは、さまざまな除草機を導入して有機・自然栽培を続けてきた経緯について、多数のスライドを使いながら紹介。民間農法を試した時にはホームセンターにある機材を使って除草機を自作する…といった、豊富な経験を参加者に伝えた。

「オーガニックビレッジ」を機に 赤井川産の有機ブランドづくり

「みどりの食料システム戦略」を打ち出した農水省は今、有機農業の面積拡大に向けた「オーガニックビレッジ」を2030年までに全国の2百町村で創出する計画を進めている。北海道内では、これまでに安平町と旭



▲お米の有機・自然栽培の中で試行錯誤した除草作業について紹介する当別の榎山雅一さん

◀除草機の変遷や独自の工夫を写真や図を使って分かりやすく紹介

める手法。その結果、慣行栽培に比べ大豆、小麦とも10アールあたり収量はやや少ないが、有機栽培を対象にした環境支払いなどもあり、最終的には慣行の1・3倍（小麦）から2倍（大豆）の収益を上げている——というもの。

現在、小麦や大豆の国内自給率は10%に満たない。資材を投入する割に生産物の価格が低いことが要因でもある。しかし、農業や化学肥料を使わず除草作業に工夫を凝らすことで手取り

川市、新十津川村、赤井川村、浦幌町の5自治体が「オーガニックビレッジ」を宣言した。

今回のセミナーでは、赤井川村役場産業課農政係の二川胤希さんが、これまでの経緯を紹介した。人口千4百人の同村では、96戸の農家が420ヘクタールを作付けており、うち有機農産物の生産者が13戸と比較的多い。農業関係者はこれまで、「赤井川は道内で生産される作物は何でもできる」とアピールしてきたが、一方で「特色が薄い」という面もあった（二川さん）という。

そんな中で「オーガニックビレッジ宣言」の検討を始めたところ、後志管内の有機農産物の作付面積で赤井川は首位で、大手百貨店やレストランなどからも品質が認められていると分かった。そこで、村内の「カルデラオーガニック倶楽部」の役員たちと意見交換を重ねた結果、

「機械や肥料に対する補助事業では有機の普及促進にはつながらない。慣行農業からの転換や新規就農者が取り組みやすい事業にしよう」と

といった方針が固まり、次のような取り組みを進めている。

①「道の駅」での有機農産物を使ったメニューの開発や、社会福祉協議会の配食サービスへの提供



道内各地から農業関係者ら約80人が参加した「これまでを大切に、これからを育てる有機農業セミナー」。基調講演や事例発表、農水省北海道農政事務所による「みどりの食料システム戦略」の解説などが行なわれた（2月17日、北海道大学で）



「オーガニックビレッジ」を宣言した安平町「道の駅」には、有機農産物コーナーが常設されている

②統一された農産物を作るための栽培マニュアルの作成や育苗施設の整備、共同出荷の体制づくり
③有機力ポチヤを軸にした、生産者

全体の作付け拡大
こうした中で、販売体制の確立、「有機」の生産量の増加↓「赤井川産」のブランド化を実現する——という好循環

小林国之さんの基調講演「環境保全型農業を広めるとは何が」から

有機農業などへの移行の本質とは「特定技術の適用」の問題ではない

国民の健康問題とも結びつけて

「環境再生型農業」を進める米国

いくつかの国や地域での環境保全型農業の「文脈」を紹介します。

アメリカはいち早く、農業が環境を



(こばやし・くにゆき)1975年、北海道生まれ。北海道大学大学院農学研究科を修了後、同大の助教を経て、2016年から現職(専門は地域連携経済学、協同組合学)。農村・農業振興に関するネットワーク組織や協同組合など非営利組織、リジェネラティブ農業などの研究に携わる。著書『牛乳から世界がわかる』(農文協・05年)など

破壊することの深刻な影響を世界に伝えてきました。1930年代に深刻な土壌劣化を引き起し、35年には環境保全局ができて、環境をいかに守っていくかというスタンスが生まれてきたことが、環境保全型農業を考える出発点です。

を創ろうとする赤井川村。その意欲的な取り組みは、セミナー参加者に刺激を与えていた。

85年には「農業法」ができ、規制的な政策が行なわれるようになります。その中で、生態系を守るサービスなど、より良い実践を支援する方向を伸ばそうとしました。

トランプ政権は昨年、リジェネラティブ農業(環境再生型農業)化学肥料や農薬を減らし、不耕起や被覆作物などの技術で土壌の健康と生物多様性を回復させ、大気中の炭素を土壌に封じ込める「農法」に7億ドルを支援する方針を打ち出しました。

これは、工業的な農業を推進する一方で、リジェネラティブ農業を使って農産物を作ることと国民の健康にも寄与する、というものです。これまでの政策を統合し、微生物農業や環境ス

3つの事例からは「歴史的にどんな農業が行なわれてきたか」「環境との関係でどんな課題があるのか」「どういう農業に持っていくのか」という文脈の中で、農業・環境政策がどのように展開しているのか、押さえる必要があるということだ。

なぜ「みどりの戦略」なのか 日本に欠ける構造的な視点とは

日本は「農業は環境にやさしい」とのスタンスに臨んできました。60年代に農業と環境の問題が提起されますが、それ以降は全体的に環境を壊すような農業はなくなり、90年代にはWTOという国際的な貿易自由化の体制の議論が始まりました。その時、単に価格競争ではなく、水源涵養や生物多様性などの多面的な機能によって農業を守らなければならぬ、という議論になったのです。

2000年から中山間地直接支払が始まり、11年には環境保全型農業の直接支払と続きますが、これらは農村振興的な側面が強くなりました。そして、21年には「みどりの食料システム戦略」が始まり、24年に「食料・農業・農村基本法」の改正に至ります。こうした大きな転換の中で「みどり

マート農業といった技術を使って、大規模な農業をしている人たちが、環境に配慮した形にしながら(土壌への)炭素貯留など環境ビジネス市場と接続し、環境保全型農業と国民の健康問題を結びつけていることがアメリカの特徴です。

環境規制と直接支払いセットで「持続可能な農業」をめざす欧州

EU(欧州連合)は、70年代から80年代にかけての世界的な生産過剰時代、価格支持によって農業を支えようとしてきました。その結果、生産者の増産意欲が高まり、農産物の過剰問題が引き起こされ環境にも悪影響をもたらしたのです。

欧州には雨が少なく、地下水に依存して生活する国も多くあります。そこで、無駄な窒素を投入しないよう、90年には家畜糞尿や化学肥料の窒素削減の形で環境規制が導入される一方で、農家に対する環境支払いが徐々に導入されていった。

2000年には、環境保全が農業保護の前提になります。ここでは、単に直接支払いをするのではなく、「環境のクロスコンプライアンス」という形で、国が農業者に支出する代わりに、農業

「戦略」が登場するわけですが、そこからは日本農業にする構造的な視点が読み取れず、「なぜ、この戦略を推進しなければいけないのか」と物議をかもしました。また、食料安全保障も取り沙汰され、基本法が改正されましたが、そこでは環境負荷の低減と自然循環機能との関係性が不明確になっています。農家の切実な受け止め方としては、異常気象が常態化して北海道が寒冷地でなくなる中で、農業や化学肥料を依存することの限界を認識し、生態系の変化に対する違和感をい欲しています。そうした中で、「土を再生しなければ」という感じ方があるけれど、「有機農業に取り組む意向はあるか?」と聞くと、「ある」は数%、多くは「無理です」と回答するわけです。では、農業の自然循環機能をどう創り上げるのか——化学肥料や農薬を削減できるのは、土が健康になった結果として現れてきます。環境保全型農業への移行とは、特定技術の適用という問題ではなく、政策や市場、社会規範、農業者のアイデンティティなど「社会生態学的な変化」によるものであり、「今までの当たり前」から「これからの当たり前」にいかにしていくか、だと思えます。

者は環境規制の義務を果たすようになっていくわけです。

13年には農業政策全体をグリーン化していくが始まります。より環境保全や生態系に配慮するようになり、19年には「グリーンディール政策」によって、生物多様性を前面に掲げる展開になっていく、と。

その中で、有機農業の面積目標や、農薬・化学肥料使用量の削減目標が初めて数値化されます。22年には「持続可能な農業規制案」が示され、使用量を50%減らす目標を掲げた。すると、22年からウクライナ紛争に端を発する食料問題が発生し、EU域内で食料安全保障をめぐる動きが出てくるようになります。

そして、「農薬や化学肥料を一律に法律で規制することは、農業生産を低迷させることになる」との声が農業者側から出され、規制に係わる提案が却下される事態になっています。20年にEUが発表した「農場から食卓まで(Farm to Fork)戦略」は大きな影響を受け、現状ではグリーン化政策に対する揺り戻しが起きている状況です。

イギリスは4つに分かれた地域で農業政策を行なっ

ています。イングランドでは「環境のほうに農業より大事」としてきたのですが、16年にEUから離脱した時に、農業政策が大きな争点になりました。「大規模農業を伸ばそう」という声と「農業より環境を」という声が、(EU脱退をめぐる)投票結果にも表れた。その結果、「農業は公共的なグッズを提供しているから、そのことに対してお金を支払いますよ」という路線に変わりました。食料生産はパブリックグッズのひとつと位置づけ、景観や生物多様性、農村の保全などにお金を使うことになったわけです。イングランドではそれ以降、面積支払いから徐々に脱却し、環境に良いことをする取り組みに対する、補助金など環境支払いの細かいリストが示されました。

※筆者のHP「滝川康治の見聞録」<https://takikawa-essay.com/> に本シリーズの過去記事を収録しています。ご参照ください。